高松市工事請負契約約款の特則（平成２８年度から令和６年度までの間に新たに工事請負契約の締結をした工事に係る前払金の使途の拡大）

平成２８年４月１日から令和７年３月３１日までの間に新たに工事請負契約を締結した工事に係る前払金で、同日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができるものとする。